

令和7年度精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託 業務仕様書

1 目的

就職を希望する精神障がい者等の特性をふまえた効果的な職業訓練の受講を促進し、就職につなげるために、障害者委託訓練事業における実践能力習得訓練コース（事業所を訓練実施場所として活用する公共職業訓練の一種：以下「委託訓練」という。）の受託企業を開拓し、円滑に委託訓練に移行できるよう三重県障がい者職業訓練コーディネーター等と連携して実施する。

2 契約期間

契約日から令和8年3月6日（金）まで

3 業務内容

上記1の目的を達成するために、三重県及び県内公共職業安定所等と連携して、委託訓練制度の周知と委託訓練受託企業の開拓、その他必要な業務など実施し、求職中の精神障がい者等（以下「精神障がい者等」という。）を委託訓練の受講に結びつける。

(1) 制度周知

県内全域の企業及び就労支援事業所等への訪問等による委託訓練制度の周知及び利用勧奨（訪問先企業には、三重県の受託事業であることを明示すること。）。

(2) 訓練受託企業の開拓

- ア 委託訓練の実施を希望する企業及び精神障がい者等の情報収集
- イ 委託訓練が実施されるよう公共職業安定所への誘導
- ウ 三重県や県内公共職業安定所等の関係機関への情報提供

(3) その他

医療・保健・福祉・教育等関係機関との情報収集・連絡調整など、委託訓練の円滑な受講開始に必要なと認められる業務

三重県障がい者職業訓練コーディネーター等と提出された委託訓練可能な求人票について共有し、企業から聞き取った要望を伝えるなど円滑に委託訓練につながるよう密に連携を行う。

※対象企業

過去5年間訓練未実施の企業のうち法定雇用率対象企業を優先とする。

なお、過去5年間の訓練実施企業リスト及び法定雇用率対象企業リストは、契約後に三重県から情報提供を行う。

4 成果指標（KPI）

ア 40社以上企業を訪問すること

北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州の各圏域（※）において、5社以上企業を訪問するように努めること。

イ 委託訓練可能な障がい者専用求人票を10件以上提出させること。

北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州の各圏域（※）において、提出された求人票が各1件以上となるように努めること。

※北勢圏域とは、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町の5市5町とする。

中南勢圏域とは、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町の2市4町とする。

伊勢志摩圏域とは、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町の3市3町とする。

伊賀圏域とは、伊賀市、名張市の2市とする。

東紀州圏域とは、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の2市3町とする。

5 提出書類

(1) 企業訪問等報告書（第1号様式）

契約日以降、企業訪問等を行った日が属する月の翌月10日までに、企業訪問等報告書（第1号様式）及び企業訪問記録票（別紙1）、事業案内企業リスト（別紙2）をパスワード設定した電子ファイルで提出すること。

なお、3月に企業訪問等を行った場合は、業務完了日までに提出すること。

(2) 業務完了報告書（第2号様式）

事業完了後に、所要経費の根拠資料を業務完了報告書（第2号様式）に添付して提出すること。

6 受託上の留意点

(1) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うこと。

(3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。

(4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。

(5) メール誤送信等による個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定める様式により速やかに三重県へ報告すること。

(6) 本業務は、三重県電子情報安全対策基準（三重県情報セキュリティポリシー）を遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為または事象が発生した場合、そのようなおそれがある場合は、三重県に報告を行い、三重県の指示のもと速やかに対応すること。なお、三重県電子情報安全対策基準については、契約後に開示する。

(7) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

8 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、原則、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

る。ただし、三重県が必要と認める場合は、受託者は前金払いを請求することができる。
なお、上記4の成果指標に満たない場合は、協議により委託料の減額を行う場合がある。

9 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、三重県と受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

10 その他特記事項

- (1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

11 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班

電話番号 059-224-2510 FAX番号 059-224-3024

メールアドレス syurou@pref.mie.lg.jp

担当 井口、西山

第1号様式

令和 年 月 日

三重県知事 へ

受託者

企業訪問等報告書（ 月分）の提出について

令和 年 月 日付で受託した令和7年度精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託について、下記のとおり企業へ訪問等を行いましたので報告します。

記

訪問企業	社（別紙1「企業訪問記録票」のとおり。）
案内企業	社（別紙2「事業案内企業リスト」のとおり。）

事務担当者
受託者所属
担当者名
電話 メールアドレス

【 企業訪問記録票 】

1 訪問日時	令和 年 月 日 ()	2 訪問者	
3 企業名		4 業種	
5 住所			
6 担当者		7 電話番号	
8 メールアドレス			
9 障がい者雇用の状況 (1) 常用雇用労働者数 人 (2) 現在雇用している障がい者数 人 うち短時間で働いている障がい者数 人 (訪問時点) (2) 令和7年6月1日時点の法定雇用率達成状況 % 達成・ 人不足 (3) 現在の障がい者の仕事 (配属先/業務内容)			
10 障がい者雇用の現状			
11 障害者委託訓練で想定される訓練内容			
12 障害者委託訓練を実施するにあたり想定される課題等			
<input type="checkbox"/> 適性のある障がい者の紹介を希望 <input type="checkbox"/> ハローワークへ求人票提出予定			

その他

 施設外就労の受け入れ希望 障がい者のテレワーク拠点「ワクスぺみえ」の利用希望 テレワークによる障がい者雇用導入支援希望 障がい者雇用に関するイベント情報配信希望

三重県知事 へ

受託者名

業務完了報告書

令和 年 月 日付けで受託した令和7年度精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託について、下記のとおり業務が完了したことを報告いたします。

記

- 1 受託業務名
令和7年度精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務委託
- 2 契約金額
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 実施に要した経費の額
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
内訳は、別添「所要経費内訳表」のとおり。
- 4 契約の締結
令和 年 月 日（ ）
- 5 履行期限
令和 年 月 日（ ）
- 6 履行完了日
令和 年 月 日（ ）
- 7 実施報告
企業訪問の内容は、別紙1「企業訪問記録票」のとおり。
案内等を行った企業は、別紙2「事業案内企業リスト」のとおり。
委託訓練実績については、別紙3（任意様式）のとおり。